（総務省組織令の一部改正）

第九条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税」を「及び地方法人特別譲与税」に改め、「、地方道路譲与税」を削る。

附則第十五条中「及び地方道路譲与税」を削る。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百四号」を「第二百一号」に改め、第九十四号を削り、第九十五号を第九十四号とし、第九十六号から第九十八号までを一号ずつ繰り上げ、第九十九号を削り、第百号を第九十八号とし、第百一号から第百二十六号までを二号ずつ繰り上げ、第百二十七号を削り、第百二十八号を第百二十五号とし、第百二十九号を第百二十六号とし、第百三十号を削り、第百三十一号を第百二十七号とし、第百三十二号から第百四十八号までを四号ずつ繰り上げ、第百四十九号を削り、第百五十号を第百四十五号とし、第百五十一号から第百六十七号までを五号ずつ繰り上げ、第百六十八号を削り、第百六十九号を第百六十三号とし、第百七十号から第百七十八号までを六号ずつ繰り上げ、第百七十九号を削り、第百八十号を第百七十三号とし、第百八十一号から第二百四号までを七号ずつ繰り上げ、同条に次の四号を加える。

百九十八　就学前教育・保育施設整備交付金（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

百九十九　地域再犯防止等推進事業交付金

二百　農山漁村情報通信環境整備交付金

二百一　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和四年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　齋藤　健
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎
環境大臣　西村　明宏

所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十四号

所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十七号及び第十八号、第二十四条第二項、第四十八条の二第二項、第五十二条第一項、第七十条第一項及び第二項、第七十条の二、第七十一条第一項、第七十一条の二第二項、第七十二条第二項、第七十八条第二項第三号、第八十五条第四項、第百三十七条の二第一項及び第十四項、第百三十七条の三第一項、第二項及び第十六項、第百四十条第三項、第百九十四条第四項及び第五項、第百九十五条第四項及び第五項、第二百二十四条の三第一項並びに第二百二十四条の四並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第五項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所得税法施行令の一部改正）

第一条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百四条」を「第二百四条の二」に改める。

第四条中「有価証券の意義」を「定義」に改め、同条第一号中「限る」の下に「ものとし、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権を除く」を加える。

第五条中「（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。

第五十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（配当所得の金額）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十四条第二項（配当所得）に規定する政令で定めるものは、事業所得又は雑所得の基因となつた資金決済に関する法律第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権で金融商品取引法第二条第一項第十四号（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）に該当するものとする。

第百十九条の六第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　自己が発行することにより取得した暗号資産　その発行のために要した費用の額

第百十九条の七中「資金決済に関する法律第二条第七項（定義）に規定する暗号資産交換業を行う者」を「他の者」に改める。

第百四十四条第一項第一号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　法人税法施行令第二十四条の二第一項（再生計画認可の決定に準ずる事実等）に規定する事実が生じたこと。

第二百一条第一号中「の二」を「（法第七十条の二第一項から第三項まで（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）の規定の適用がある場合には、前年以前五年内。次号において同じ。）の二」に改め、同条第二号イ中「損益通算」の下に「の順序」を加え、同号ハ及びニ中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。